

行財政局と小委員会交渉 当局、職員待機宿舎の要件緩和を提案

市労連は、10月2日に中村行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で市労連は、勤勉手当の加算制度の取り扱いを見直すよう申し入れました。これに対し当局は、申し入れ内容を検討すると回答しました。また、職員待機宿舎の入居者の安定的な確保を図り、入居資格及び災害対応要件の緩和を行うため、「職員待機宿舎の要件緩和について」提案しました。市労連は、提案内容を持ち帰り検討することとしました。

市労連 昨年度2月3日の交渉で提案があり、本年4月より実施している「勤勉手当の新たな加算制度について」に関して、現場で働く各単組組合員の声を踏まえて申し入れる。

育児休業等を取得する職員がいる所属において、代替職員の配置がなされない場合、その職員が担っていた業務を担当した職員に対して、勤勉手当の支給額を加算することとしているが、加算金額については対象所属に代替職員の配置等がない期間一月につき24,000円を付与する取り扱いとして、昨年度3月3日に労使合意に至ったところである。

本年4月より運用が開始されているが、30日をもって一月とする取り扱いとなっており、2月の月初から月末までその業務を担当した場合、30日に満たないため加算対象とならず、不公平であるとの声が挙がっている。

月初から月末の期間その業務を担当した場合は、日数に関わらず加算対象となるよう、加算金額の取り扱いの見直しを行うことを申し入れます。

当局 ただいま、皆さま方より「勤勉手当の新たな加算制度についての申し入れ」につきまして、内容のご説明をいただきました。

私どもといたしましては、今年度より制度を開始したところであり、皆さま方のご意見も踏まえて検討していきたいと考えております。本日申し入れいただいた点につきましては、あらためて上司にも相談させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

さて、皆さまからご要求をいただいたところですが、この場をお借りしまして、皆さま方にお話をさせていただきたいことがございます。

職員待機宿舎の要件緩和についてでございます。

「1. 概要」でございますが、災害発生時の初動対応体制を充実させる観点から設置しております職員待機宿舎につきまして、入居者の安定的な確保を図るため、入居資格及び災害対応要件の緩和を行うとともに、要件緩和に伴い、新長田待機宿舎の位置づけを職員宿舎に変更いたします。

「2. 入居資格の緩和」でございますが、こちらは中央待機宿舎及び新長田待機宿舎で共通して緩和いたします。

入居資格にかかる通勤時間及び使用期限にかかる年齢制限の要件を廃止するとともに、入居期間を3年間に統一し、管理者が認める場合は延長を可能といたします。

なお、応募者多数の場合は、通勤時間や年齢を考慮して入居者を決定いたします。

「3. 災害対応要件の緩和」でございますが、新長田待機宿舎の時間外の待機当番を廃止するとともに、それに伴いまして待機宿舎から職員宿舎へと位置づけを変更いたします。なお、入居者負担額については変更ございません。

「4. 実施時期（対象者）」につきましては、令和8年4月1日入居者より適用いたします。なお、「3. 災害対応要件の緩和」につきましては、現在の入居者も含めて適用いたします。

市労連 管理者が認める場合は延長可能とはどういった場合でしょうか。

当局 入居者が不足し、災害発生時の初動対応体制の確保が困難と認められる場合に、入居者が継続して居住を希望するケースを想定しております。なお、厳密な運用については、これから検討してまいります。

市労連 提案内容は持ち帰り検討します。

提 案 資 料

令和7年10月2日

職員待機宿舎の要件緩和について(案)

1. 概要

災害発生時の初動対応体制を充実させる観点から設置している、職員待機宿舎について、入居者の安定的な確保を図るため、入居資格及び災害対応要件の緩和を行う。また、要件緩和に伴い、新長田待機宿舎の位置づけを職員宿舎に変更する。

【参考：現在の待機宿舎（R7.10.1時点）】

○中央待機宿舎（44名/50部屋）

中央消防署5～9階。入居者負担額18,000円。

○新長田待機宿舎（5名/5部屋 ※段階的に最大15戸まで拡充する予定）

地下鉄海岸線「駒ヶ林駅」徒歩3分。入居者負担額 約30,000円。

2. 入居資格の緩和（中央・新長田共通）

・通勤時間の要件を廃止

・使用期限にかかる年齢制限を廃止し、入居期間を3年（管理者が認める場合は延長可能）に統一

※応募者多数の場合は、通勤時間や年齢を考慮して入居者を決定

		現行	緩和（案）
入居資格	世帯	単身者	（変更なし）
	通勤時間	概ね60分以上で通勤が困難	廃止
使用期限	年齢	満35歳に達する年度の年度末	廃止
	期間	大学卒3年間、短大・高専卒5年間、高校卒7年間、在勤者3年間	3年間 管理者が認める場合は延長可能

3. 災害対応要件の緩和（新長田のみ）

・時間外の待機当番を廃止

・待機宿舎から職員宿舎へと位置づけを変更（入居者負担額に変更なし）

	現行	緩和（案）
待機当番	月14日程度（1週間交代）	廃止
指定動員	発災時、長田区・須磨区へ出務	（変更なし）
位置づけ	待機宿舎	職員宿舎

4. 実施時期（対象者）

令和8年4月1日入居者より適用

（「3. 災害対応要件の緩和（新長田のみ）」については、現在の入居者も含む）